八　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知	［略］
九　法第十四条の規定による実績報告の受理	
十　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知	
十一　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知	
十二　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理	
十三　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知	
十四　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知	［同上］
十五　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知	
十六　法第二十三条第一項の規定による立入検査等	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

その他告示

○デジタル庁告示第十五号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和七年十二月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

令和七年度物価高対応子育て応援手当（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第五号に掲げる者その他これに準ずる者に対し給付金を支給することを目的として国が交付する補助金を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金であって、同令第一条第五号に掲げるものをいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。